

週休2日制促進工事における週休2日形の形式・経費補正等の考え方

対象工事		港湾土木請負工事積算基準 漁港漁場関係工事積算基準 に基づき積算した工事	積算基準及び標準歩掛（土木編） に基づき積算した工事
週休2日形の形式	完全週休2日制	<p>工事着手日から工事完成日までの期間を対象期間とし、対象期間におけるすべての土曜日並びに日曜日を現場閉所対象日とする。</p> <p>※「茨城県土木部が発注する週休2日制促進工事の実施要領」（令和5年4月1日版）</p>	「茨城県土木部が発注する週休2日制促進工事の実施要領」（令和5年4月1日版）
	4週8休制	<p>起算する土曜日から始まり、4週目の金曜日までで終わる4週間又は起算する月曜日から始まり、4週目の日曜日までで終わる4週間を1期目とし、5週目の土曜日から8週目の金曜日又は5週目の月曜日から8週目の日曜日までで終わる4週間を2期間目とし、以降同様の考え方を工事完了日まで設けたとき、それぞれの期間に含まれる休日の日数分の閉所日があること。</p> <p>※国土交通省港湾局 「休日確保した工事の労務単価等の補正について」（令和4年4月1日以降に公告する工事から適用）</p>	
経費補正		<p>労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費率、現場管理費率に補正係数を乗じる。</p> <p>労務費 1.05 機械経費（賃料） 1.04 共通仮設費率 1.02 現場管理費率 1.03</p> <p>なお、市場単価方式による積算については、港湾工事市場単価工種毎に、「休日確保した工事の労務単価等の補正について（令和4年4月1日以降に公告する工事から適用）」（国土交通省港湾局HP）に示す補正係数を乗じる。 (https://www.mlit.go.jp/kowan/content/001595543.pdf)</p>	
その他		「茨城県土木部が発注する週休2日制促進工事の実施要領」（令和5年4月1日版）	